

新潟市告示 第 38 号

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 7 条及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により禁止地域及び禁止物件を次のとおり指定する。

なお、この指定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 8 年 3 月 1 日

新潟市長 長谷川 義明

1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規程に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

(1) 同条第 1 項第 1 号の規定によるもの

昭和 46 年新潟県告示第 1164 号に定める白山風致地区及び新潟海浜風致地区

(2) 同条第 1 項第 2 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
旧新潟税関	緑町 3437 番 8	史跡	史跡指定地域内
旧新潟税関庁舎	緑町 3437 番 8	建造物	敷地内
新潟県議会旧議事堂	一番堀通町 3 番地 3	建造物	敷地内

(3) 同条第 1 項第 3 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
的場遺跡	的場流通 1 丁目 2 番地 1 他	史跡	史跡指定地域内

(4) 同条第 1 項第 5 号の規定によるもの

市街化調整区域等（新潟市屋外広告物条例施行規則に規定する市街化調整区域等をいう。）における、次に掲げる道路及び鉄道の敷地及びこれらの敷地境界線から両側 300 メートル以内の区域

ア 高速自動車国道の市内全区間

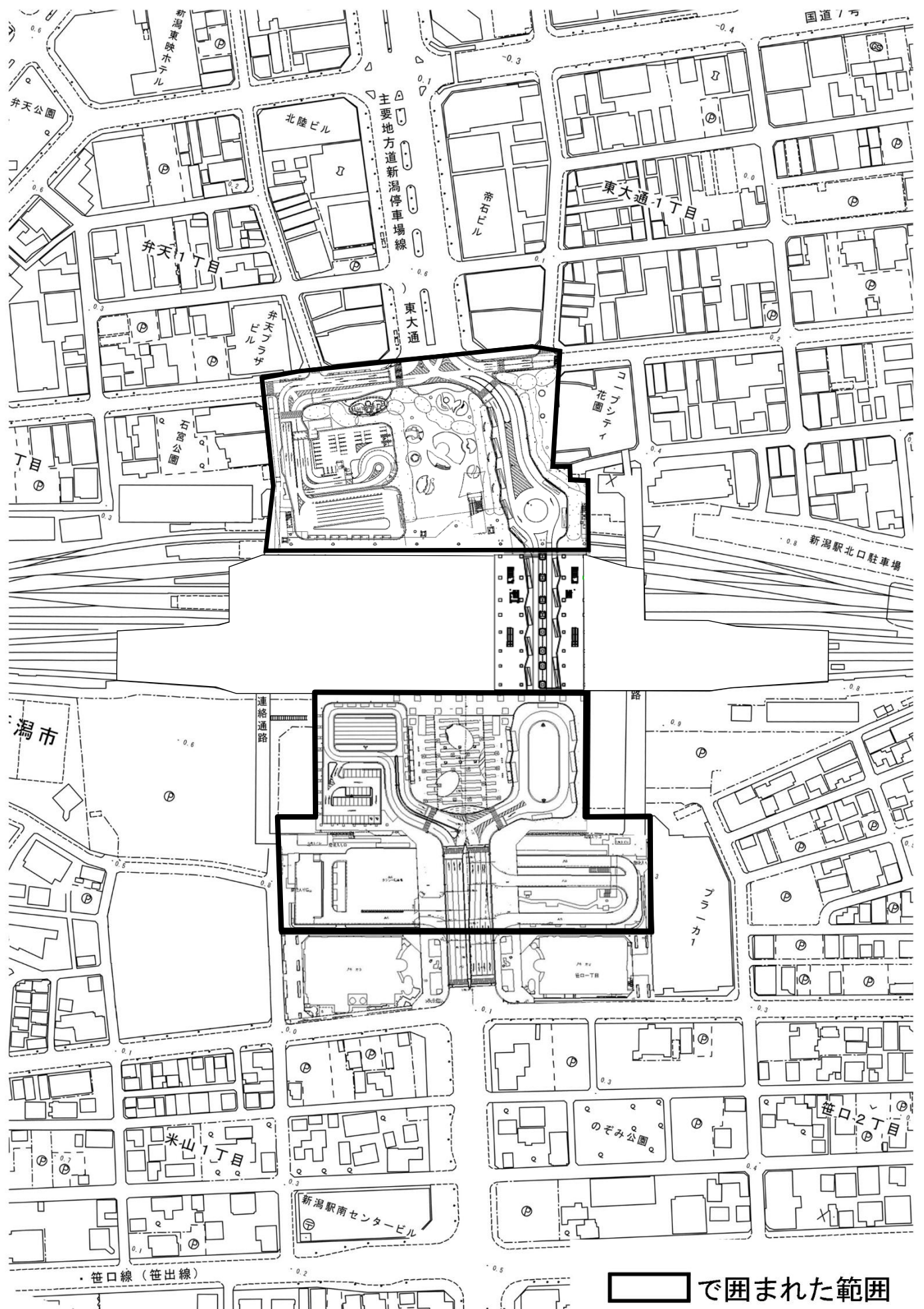
イ 上越新幹線の市内全区間（旅客営業区間に限る。）

(5) 同条第 1 項第 6 号の規定によるもの

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和 50 年新潟市条例第 3 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された保存樹木のある区域

- (6) 同条第1項第7号の規定によるもの  
新潟市都市公園条例（昭和32年新潟市条例第44号）第2条の規定により告示された都市公園
  - (7) 同条第1項第8号の規定によるもの  
佐渡弥彦米山国定公園区域のうち市内に存する区域
  - (8) 同条第1項第10号の規定によるもの  
別図に定める区域
- 2 新潟市屋外広告物条例第8条第5号の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない電柱、街灯柱その他電柱の類を次のように指定する。
- 都市計画道路新潟停車場線の区域の電柱、街灯柱その他の電柱の類

# 別図 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）



縮尺 2500 分の 1

新潟市告示 第 359 号

新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 7 条の規定により禁止地域を次のとおり指定します。

平成 12 年 12 月 22 日

新潟市長 長谷川 義明

- 1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定します。
  - (1) 同条第 1 項第 3 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域	指定日
緒立遺跡	黒埼町緒立流通 2 丁目 1 番地他	史跡	史跡指定地域内	平成 13 年 1 月 1 日

黒埼町告示 第 86 号

新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

このことについて、合併後は下記の場所が禁止地域になりますので、新潟市屋外広告物条例第 26 条に基づき告示します。

平成 12 年 12 月 22 日

黒埼町長 河 内 直史  
新潟市長 長谷川 義明

記

1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定します。

(1) 同条第 1 項第 3 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域	指定日
緒立遺跡	黒埼町緒立流通 2 丁目 1 番地他	史跡	史跡指定地域内	平成 13 年 1 月 1 日

新潟市告示 第 91 号

新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 7 条の規定により禁止地域を次のとおり指定する。

平成 17 年 3 月 21 日

新潟市長 篠田 昭

1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

(1) 同条第 1 項第 1 号の規定によるもの

昭和 28 年建設省告示第 1203 号に定める第一秋葉風致地区及び第二秋葉風致地区

(2) 同条第 1 項第 2 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
萬代橋	万代から下大川前通・川端町間	建造物	重要文化財指定地域内
旧笹川家住宅	味方 216 番地	建造物	敷地内
種月寺本堂	石瀬 3356 番地	建造物	敷地内

新潟市告示 第 433 号

新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 7 条の規定により禁止地域を次のとおり指定する。

平成 17 年 10 月 10 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

- (1) 同条第 1 項第 2 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
菖蒲塚古墳	竹野町 2666 - 1 他	史跡	史跡指定地域内

新潟市告示 第180号

新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）第7条の規定により禁止地域を次のとおり指定する。

平成18年4月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 新潟市屋外広告物条例第7条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

- (1) 同条第1項第2号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
古津八幡山遺跡	古津字八幡腰670番他	史跡	史跡指定地域内（私有地を除く）

新潟市告示 第 111 号

新潟市屋外広告物条例第 14 条の規定による広告物協定の認定に関する告示

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 14 条の規定による広告物協定を次のとおり認定する。

平成 21 年 2 月 25 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 新潟市屋外広告物条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる広告物等に関する協定を認定する。

鳥屋野潟湖南地区屋外広告物協定

新潟市告示 第 114 号

新潟市屋外広告物条例第 14 条の規定による広告物協定の認定に関する告示

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 14 条の規定による広告物協  
定地区を次のとおり認定する。

平成 26 年 2 月 14 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 新潟市屋外広告物条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる広告物等に関する  
協定を認定する。

信濃川右岸地区屋外広告物協定

新潟市告示 第 115 号

新潟市屋外広告物条例第 13 条の規定による広告物活用地区の指定に関する告示

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号。以下「市条例」という。）第 13 条の規定により、広告物活用地区を指定し、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する場合の基準を次のとおり定める。

平成 26 年 2 月 14 日

新潟市長 篠田 昭

1 名称

万代シティ広告物活用地区

2 目的

万代シティ広告物活用地区（以下「活用地区」という。）は、大規模な商業開発により、市内でも随一の来街者数を誇る商業地域として、また、交通結節点としての役割を有する地域として発展してきた。これらの多くの歩行者が往来しているため、これまでも歩行者に向けての街路空間の形成に努めてきた地域である。

歩行者に向けた屋外広告物を活用することにより、当該地区内の都市空間の景観、明るく安全なイメージ等を維持し、又は向上させつつ、商業活動を今後ますます活性化させることを目的として別図の区域を広告物活用地区とするものである。

3 市条例第 13 条第 2 項の市長が定める基準

- (1) 活用地区内に表示し、又は設置する壁面広告は、次の表に掲げる規格に従い、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告（建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	規制なし
		表示面積	規制なし
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓及び開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料及び反射塗料を使用しないこと。

- (2) (1)のうち、地区内の中央区万代1丁目5番1号及び中央区万代1丁目6番1号に存する建築物の国道7号及び市道東港線に面する壁面に設置し、又は表示する壁面広告は、次の表に掲げる基準に適合するものであること。

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	規制なし
		表示面積	壁面の総面積の4分の1以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓及び開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料及び反射塗料を使用しないこと。

- (3) 活用地区内において次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する許可を受けようとする者は、許可の申請をする日の30日以上前に、その内容を市長と協議（以下「景観事前協議」という。）しなければならない。

ア 地上からの高さが15メートルを超えるもの

イ 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの

ウ 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを

超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の面積の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

(4) 活用地区内の中央区万代1丁目5番1号及び中央区万代1丁目6番1号に存する建築物においては、国道7号及び市道東港線に面する壁面に壁面広告を表示し、又は設置するための許可を受けようとする者は、許可を申請する日の30日以上前に、景観事前協議しなければならない。

(5) 活用地区内における景観事前協議の際は、事前に地区に相応しい広告物かどうかを万代シテイ商工連合会商店街振興組合（以下「本組合」という。）が審査を行った上で、本組合の承認印を押印して景観事前協議を行う者に届け出ることにより、活用地区に相応しい広告物のデザインを維持し、向上を図るものとする。

#### 4 市条例第13条第2項の市長が指定する物件

(1) 高架構造物（市道東港線及び市道弁天町線上に架かる高架構造物の道路に面する部分を除く。）

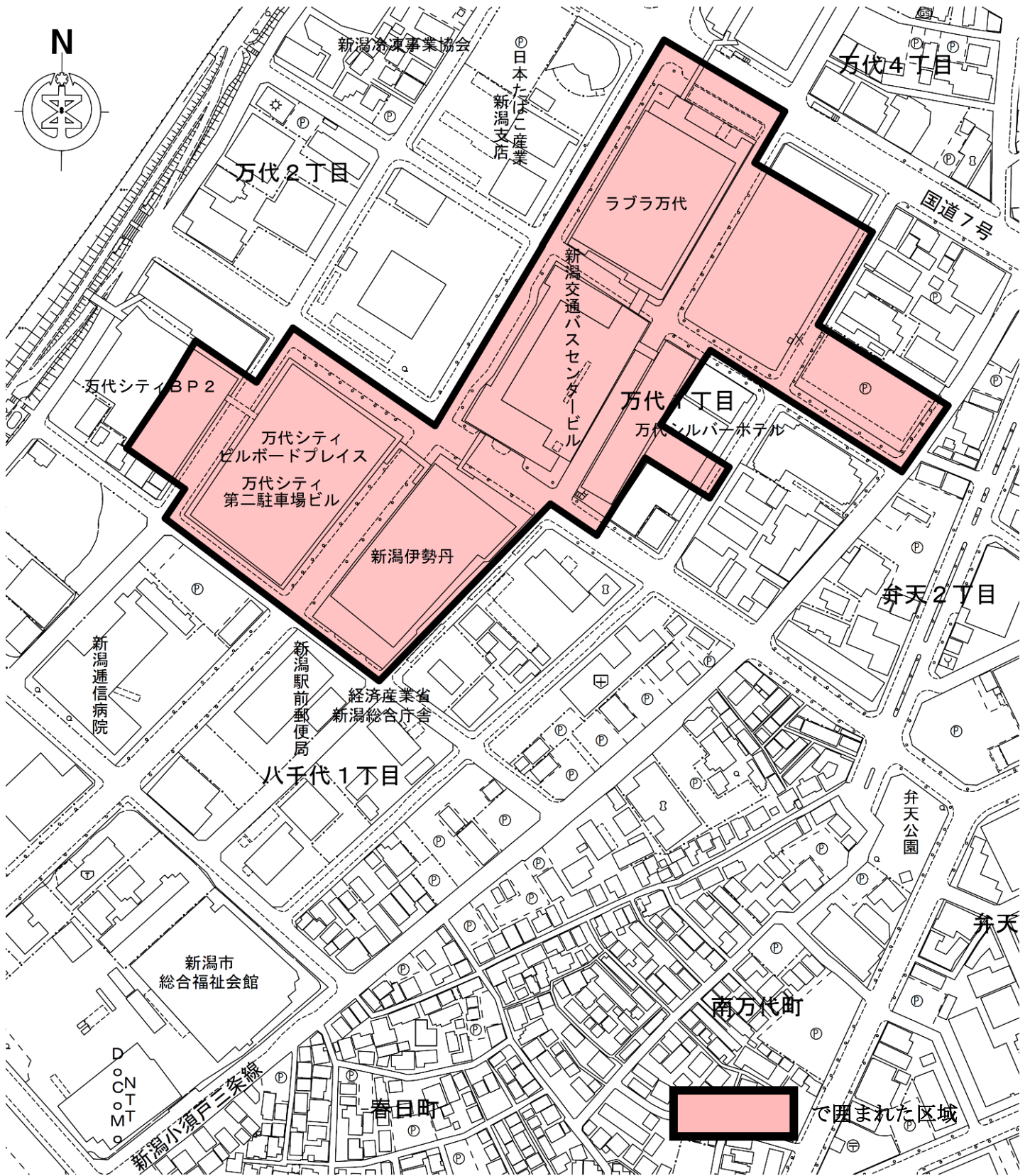
(2) 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識

(3) 地下道の上屋

(4) アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの

別図

万代シティ広告物活用地区 区域図



縮尺 1500分の1

新潟市告示 第 759 号

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「旧齋藤家別邸周辺地区」における広告物等の規格について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 59 号）第 6 条に規定する新潟市屋外広告物条例施行規則（平成 8 年規則第 17 号）第 10 条第 2 号の広告物等の規格を次の通り定め、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

平成 27 年 12 月 28 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「旧齋藤家別邸周辺地区」における広告物等の規格は、新潟市屋外広告物条例施行規則別表第 1 に次の基準を加える。ただし、新潟市屋外広告物条例第 10 条第 1 項に該当する広告物等はこの限りではない。

- (1) 非自家用広告物は設置しないこと。
- (2) デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。
- (3) 広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度 1 から 9.5 まで）又は低彩度の茶系色（色相 2.5 Y から 5 Y まで又は 2.5 YR から 10 YR まで、彩度 4 以下、明度 1 から 8 まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。
- (4) 屋外広告物の上端は高さ 5 メートル以下とすること。
- (5) 建築物又は工作物を利用する屋上広告は設置しないこと。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根についてはこの限りでない。
- (6) 建築物又は工作物を利用する突出広告は設置しないこと。
- (7) 電柱又は街灯柱等を利用する巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告は設置しないこと。
- (8) 野立て広告塔、野立て広告板は、総表示面積を 1.6 平方メートル以内、かつ 1 面 0.5 平方メートル以内とすること。
- (9) アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙、はり札等は設置しないこと。

新潟市告示第 626 号

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「旧小澤家住宅周辺地区」における広告物等の規格について

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 59 号）第 6 条に規定する新潟市屋外広告物条例施行規則（平成 8 年規則第 17 号）第 10 条第 2 号の広告物等の規格を次の通り定め、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

令和 2 年 10 月 5 日

新潟市長 中原 八一

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「旧小澤家住宅周辺地区」における広告物等の規格は、新潟市屋外広告物条例施行規則別表第 1 に次の基準を加える。ただし、新潟市屋外広告物条例第 10 条第 1 項に該当する広告物等はこの限りではない。

- (1) 非自家用広告物は設置しないこと。（ただし、当該区域内の催しに関わるものは除く。）
- (2) デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。
- (3) 屋上広告、突出広告、巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン及びつり下げ広告、懸垂幕は設置しないこと。
- (4) 1 営業所等につき、総表示面積を 10 平方メートル以内とすること。
- (5) 壁面広告は以下の通りとする。

【高さ】 地上からの高さ 4.5 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）

【表示面積】 3 平方メートル以内

【色彩】 マンセル値によるものとし、無彩色（明度 2 から 9.5 まで）又は茶系色（色相 2.5 Y から 5 Y まで又は 2.5 YR から 10 YR まで、彩度 4 以下、明度 2 から 6 まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。

【その他】 建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。

- (6) 野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。

【高さ】 地上からの高さ 2 メートル以下

【表示面積】 1 平方メートル以内

【色彩】 マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5 Yから5 Yまで又は2.5 YRから10 YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。

(7) 広告幕は以下の通りとする。

【大きさ】 幅3メートル以下、長さ3メートル以下

## 新潟市告示第 637 号

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における広告物等の規格について

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成 8 年新潟市規則第 17 号）第 10 条第 2 号の規定により広告物等の規格を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長 中原 八一

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」（万代シティ広告物活用地区は除く。）における広告物等の規格は、新潟市屋外広告物条例施行規則別表第 1 に次の基準を加える。

（1）屋上広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さの 10 メートル以下

（2）壁面広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さの 10 メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）

【その他】地上からの高さ 10 メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。地上からの高さ 10 メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。

（3）突出広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ 10 メートル以下

（4）野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ 10 メートル以下

### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）の規

定により許可を受けている広告物等の規格については、この告示で定める基準にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間（当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間）、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る広告物等の同条例第4条第1項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この限りでない。

3 この告示の施行の日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等（前項に規定するものを除く。）の規格については、この告示の基準にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造（軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。